

中核市税財源等の拡充・強化に関する提言

国は、平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、「成長と分配の好循環」を全国に波及させ、人口減少と地域経済縮小の悪循環に歯止めをかけ、将来にわたる成長力を確保し、国及び地方において官民総力を挙げて、地方創生を本格展開することとしている。

このような中、地域住民に最も身近な基礎自治体であり、地域の拠点都市でもある中核市が、人口減少・少子高齢化対策や地域活性化などといった地方が抱える諸課題に率先して取り組んでいくことは極めて重要であると考えます。

このため、中核市がその役割を十分に果たし、地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けた施策を積極的に推進するためにも、中核市財政の実態に即した税財源等の拡充・強化について、国の早期かつ積極的な措置を求める。

1 中核市の事務権限に見合った適切な財源措置について

(1) 税財源配分の是正

事務配分の特例として、中核市には都道府県の事務権限が移譲されるが、移譲された事務に必要な財源については、主に地方交付税によって措置されており、これに見合う税源が都道府県に残されたまま移譲されていない。

中核市の市民は、中核市特有の事務に係る行政サービスを中核市から受ける一方で、それに係る経費について都道府県税として負担していることから、市民サービスの提供者と税の徴収権者にねじれ関係が生じている。このため、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させる観点から、都道府県からの税源移譲を行うなど、税制上の措置を講じること。

(2) 適正な財源拡充等

保健所業務に係る経費のうち、精神保健費については、一定の財政負担が生じているにもかかわらず、それに見合う十分な財源措置がなされていないことから、普通交付税による適切な措置を行うこと。また、保健所設置に係る経費についても、施設整備費に対する普通交付税措置額が過少であることから、単位費用の抜本的な見直しを行うなど、必要な財源を早期かつ確実に手当てすること。

また、国が必要な支援等を講ずるとしている児童相談所の設置に係る経費についても、各団体の意見を十分に聴きとった上で、児童相談所を設置する団体については、国の継続的かつ安定的な支援措置により、財政運営に負担が生じない制度設計とすること。

2 地方交付税改革について

(1) 必要な一般財源総額の確保等

地方交付税は地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源であるため、国の歳出削減を目的とした一方的な削減は決して行うべきではない。

このため、歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、中核市が直面している財政需要の増嵩を的確に反映させた上で、必要な一般財源総額を確保すること。また、トップランナー方式による基準財政需要額算定方法の見直しについては、各団体の実情を十分に踏まえたものとする。

(2) 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、地方交付税の代替措置にもかかわらず、実質的には過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金に対しても新たに借金を重ねる（負担を先送りにする）構造となっており、市債発行抑制や市債残高削減の支障となっている。

地方自治体の標準的な行政サービスについては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、地方自治体の歳出削減努力によってもなお生じる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応するものとし、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

3 消費税率引上げ時期の延期に対する財源確保

「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、消費税率10%への引上げを平成31年10月まで延期することが示されたが、子ども・子育て支援や医療・介護など、社会保障の「充実」や「安定化」のための財源手当は不透明な状況である。

延期にあたっては、地方の社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

平成28年10月28日

中核市市長会